

# 『小諸市公民館等施設利用登録団体』の認定基準

## 1 公民館等施設利用登録団体とは

社会教育法第10条において規定されている「法人であると否とを問わず、公の支配に属さない団体で社会教育に関する事業を主たる目的とする」社会教育関係団体とし、裏面の「小諸市公民館等施設利用登録団体の認定要件」を満たす体制が整備されている団体とします。

## 2 公民館としての登録団体の基本的な考え方

公民館は、公的な集会施設であるため、住民の皆さんの文化的、健康的な活動に開放しています。

その中で、社会教育活動を行う団体を「登録団体」とし、その活動を支援します。

登録団体には、活動の継続と発展、新規参加希望者への学習機会の提供、公民館まつりをはじめとする公民館活動への積極的な参加及び地域づくりへの貢献を期待します。

## 3 登録団体に認定されると

公民館等(文化会館は除く)の施設使用料を全額免除します。

ただし、冷暖房費、料理教室のガス代・電気代、体育館の電灯代はご負担いただきます。

## 4 その他(認定の手順等)

- ・団体より提出された申請書を元に、裏面の認定要件を満たす団体であることを審査し、公民館運営審議会において承認します。その後、3月上旬に開催予定の利用説明会にて正式に通知します。
- ・認定後、認定要件を満たさないことが判明した場合は認定を取り消します。
- ・認定期間は、令和6年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、次年度以降は改めて申請の受付及び認定手続きを行います。
- ・施設の利用にあたっては、別紙「公民館等の施設利用について」の内容をご確認ください。
- ・この認定基準は、平成18年2月22日より施行しています。

※ 裏面に「認定要件」を記載しています。

## 5 小諸市公民館等施設利用登録団体の認定要件

認定要件	説明・補足
(1) 文化的、健康的な趣味やサークル活動を行う自発的な市民の活動団体であること。	・会員自らが自主的に行っている活動である。
(2) 次の実体を備えた団体であること。 ① 団体の会則があること。 ② 団体の意思を決定できる運営可能な組織が確立していること。 ③ 会計機構を有すること。 ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。(自宅可) ⑤ 社会教育に関する事業を主として行い、その成果が期待できること。 ⑥ 直近半年の間に、小諸市文化センターを月1回以上利用していること。	・適切な書類を作成、提出することができる環境にある。 ・会員が団体について意見を述べ、その反映ができる体制がある。 ・団体内での連絡体制が確立している。 ・新規会員を随時受け入れ、閉鎖的な組織ではない。 ・文化センター施設を定期的に利用し活動している。
(3) 営利事業、政治活動及び宗教活動を行う団体でないこと。	・私塾的なものは営利活動となる。 ・代表者を講師が務める、ないし兼務する場合は私塾的なものと判断できるため認定できない。
(4) 活動している会員が5名以上いること。	・誰もが納得できる一定数以上の活動している会員がいる。
(5) 公民館の利用規約及び関係する法令を守って活動すること。	
(6) 小諸市公民館の活動へ参加協力すること。	・公民館まつりへの運営委員としての参加協力や登録団体による公園内清掃に参加すること。